

四日市市告示第 446号

四日市市都市計画まちづくり条例（平成19年12月21日四日市市条例第52号）第5条の規定により都市計画変更の原案を作成したので、同条例第6条第3項の規定により公聴会の開催を告示する。

令和2年 8月26日

四日市市長 森 智広

- 1 都市計画の原案の名称・種類・位置及び区域
種類：四日市都市計画高度利用地区の変更
位置及び区域：都市計画の図書において表示する。
- 2 都市計画の原案の閲覧場所
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部都市計画課
閲覧期間：令和2年8月26日(水)から令和2年9月9日(水)まで
8:30～17:15（※土・日曜日を除く）
- 3 公聴会の開催の日時及び場所
日時：令和2年9月11日（金）19時から
場所：総合会館7階第2研修室
- 4 公述人の申出に係る書面の提出期限及び提出先
公聴会に出席して意見を述べようとする者（公述申出人）は、同条例施行規則第3条に規定する公述申出書（第1号様式）を市に提出するものとする。
公述申出書の提出期限：上記の閲覧期間内とする。
提出先：〒510-8601 四日市市役所都市計画課へ
- 5 その他公聴会の開催に関し必要な事項
公述申出人がいないときは、公聴会に代えて説明会を開催する。

（都市整備部都市計画課）